

◆小泉勝委員 よろしく願いいたします。先ほども少し話が出たところでありますけれども、「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業について少しお伺いをさせていただきたいと思っております。昨年度に続いて第2弾ということでありまして、昨年度よりも応募件数がだいぶ増えているということでもあります。今年度は、花火の打ち上げあるいは日本酒を活用した事業にも上限額を増額していただいたということでもありますし、さらなる効果を期待するところでありますけれども、まず初めに、昨年度の実績あるいは事業効果についてお伺いしたいと思います。

◎柄澤宏之産業政策課長 昨年度の「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業の事業実績とその効果についてのお尋ねでございますが、まず実績としましては、昨年度は申請件数が200件、申請時の金額がおよそ9億100万円となっております。その内、採択されたものは104件、3億8,500万円ほどでございます。また、この約3億8,500万円に係る申請費の総事業費につきましては、4億6,000万円となっております。こちらにつきまして、直接的に県内に経済効果を及ぼすといった県内発注金額は、4億6,000万円で、4億3,900万円ほどとなっております。

全体としての経済波及効果については、件数が多いものですから、把握はしておりませんが、一部、売上高の大幅な増加につながった事例もありまして、一例としまして昨年度、新潟県酒造組合が行いましたエンジョイ！新潟清酒キャンペーンというものがございました。こちらにつきましては、清酒を買うとくじがついてくると。当たるといろいろなものをもらえるといったものだったと聞いておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で酒造会社からの出荷が落ち込んでおりました。令和2年度を通じて、ほぼ全月が前年度比マイナスということで推移していたのですが、キャンペーンをした結果、キャンペーン用の出荷が増えまして、キャンペーンをした11月のみが対前年度比3.2パーセントのプラスとなったところでございます。このキャンペーンによる家飲み需要の増加で、一定程度、出荷の減少をカバーしたというふうに、効果として一例が挙がっているところでございます。

経済効果については、104件におきまして今ほどの例もありましたとおり、それなりの効果を発揮したものというふうに認識しているところでございます。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。非常に効果があったという日本酒の事例を紹介いただきました。

現在、直近においては新型コロナウイルス感染症が第5波、爆発的に感染が増えているということで、連日報道でも見聞きするわけでありまして、ピークも見えない、また先が見えないという状況であります。そのような中で、この「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応

援事業の実施に影響が出てくるのではないかということ、非常に懸念をしております、また、そうした心配をする声も伺っています。現時点において、担当課でイベントの実施時期ですとか、何かしらの制限みたいなもの、変更ですとかといったものを考えていらっしゃるかどうか、お伺いをさせていただきます。

◎福原実地域産業振興課長 「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響でどう対応するのかという御質問でございますが、今、申請を受け付けて、事業計画を見ておりますと、やはりリアルイベント、特定の会場で集まるものから、非接触型のオンラインイベントなどの手法もいろいろ工夫して取り組んでいる事例も、さまざまあるところでございます。イベントにつきましては、これまでも県の指針がございまして、それに従って、実施する団体が感染状況に応じて必要な措置を講じていくということで実施してきておりますし、各関係業界団体においても、独自の業種別のガイドラインを定めて、徹底して感染対策を講じて実施する対応を執っているところでございます。

この事業につきましても、事業の主催者の皆様がこのイベント、特にリアルなイベントにおきまして感染リスクが高まらないよう、事業の内容をしっかりと工夫しながら、今の段階では実施していただきたいと思っております。ただ、かりに感染状況が悪化し、緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置が発令されるような方針が示された場合におきましては、イベントの内容あるいは市中の感染状況を踏まえながら、実施主体に対しまして、私どもとして事業の中止などのお願いも含めた対応も検討することになるかもしれませんが、まずは、感染拡大にも注意しながら、経済活動もしっかりやっていくという対応で臨んでいきたいと考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。リアルではないオンラインのイベント等も、そこそこあるように伺っております。これ以上、感染の拡大がないように、しっかりと対応して、イベントがスムーズに進められるように願っているところであります。

直近で申しますと、県内で人を回してお金を回すということが非常に重要で、すぐにできることなのだろうと思っておりますし、県からもこれまでさまざまな施策を打っていただいているところでありますが、特に今回、この応援事業の中で、複数市町村の範囲で実施する事業として500万円という枠があります。これは第1弾のときもあったわけでありませうけれども、複数の市町村の自治体あるいは団体が一緒に取り組んだ事例について、イベントが終わったあとにも、それぞれの自治体、団体がしっかりと連携をする中で、例えば自治体どうしでもいいですし、あるいは観光協会ですとか民間団体もあろうかと思っておりますが、それぞれが事後にもしっかりと連携を取りながら、今回のイベントが単発の事業で終わらないようにすることが本来の目的、あるいはそうあるべきだというふうに私は考えているところであります。そうした事後の取組についての県のお考えと、事後の取組について何か御支援いただけるような施策を打っていただけないかということ、お伺いさせていただきます。

たいと思います。

◎福原実地域産業振興課長 イベント実施後のさらなる支援という質問かと思えますけれども、第2弾ということで、昨年度採択されたところも、採択されなかったところも今回提案してきているということでございます。いろいろな市町村あるいは関係団体と組んで計画をして実施して、できなかったところもございますけれども、その成果を生かしながら今回の提案につながっていると。昨年度よりも工夫を凝らしているところが多いということで拝見しておりますので、実施結果を踏まえながら提案されているのではないかと認識しているところでございます。こういったイベントの取組を生かしながらということですが、今回の対応につきましては、感染拡大の状況、あるいは県としてどのような対応が必要なのかというところを踏まえながら、今後の課題として幅広く検討していきたいと考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。1回のイベントだけで終わることのないように、今、御検討いただけるということでありました。消費喚起・需要拡大ということでありますので、今後に向けた取組をぜひお願いしたいと思います。

このプロジェクトは実行委員会形式で行われるわけでありましてけれども、例えば、既存の商店街だとかといった組合があるところは、もともとそれぞれのしっかりした組織があって、資金もあって、資産もあってということでありまして、このイベントのために事業者が集まってきて、実行委員会を組むということもあろうかと思えます。それぞれ形態が違って、体力も違うという中で、例えば、単一市町村の範囲で実施する事業でも、300万円の事業をやりますといったときに、一時的には300万円を用意しなければいけないと。あるいは、消費税は含まないので、消費税の支払い分として何か考えなければいけないということでもあります。また、イベントに出店をしていただくときにも、出店者を支援したいので、なかなか出店者のかたがたからは出店料を取りにくいというような現状もありまして、無料で出店をしていただくときに、どうしても消費税分の足が出てしまうのです。はみ出てしまう。その消費税の支払いをどうしましょうといったときに、実行委員会のメンバーで割り勘で手弁当で出し合って支払いをするというような現状もあるように伺っております。こうした体力差がある実行委員会の中で、担当課のかたがたも十分承知のうえだとは思いますが、こうした実態をどのように認識しているのか、お考えを伺いたいと思います。

◎福原実地域産業振興課長 イベントの実施に当たり、消費税の対応あるいは支払いの時期の問題というところでございます。消費税を含む経費を補助金で交付しますと、実施主体が実施後に消費税の確定申告を行い、税金の還付があった場合に、確定申告で控除を受けた仕入額の相当額を県に返納していただくということが基本となっております。すべての例

がそういうわけではないですけれども、仕入れと売り上げに対して、預かっている消費税と仕入れの消費税を控除して、上回っていればそれを納入し、足りなければ還付を受けるといったところを基本としてやっているところではございます。けれども、小さいところにおいては、経費の捻出（ねんしゅつ）がなかなか難しいところがあるというふうな実態があるとは聞いております。やはりこうしたイベントの補助業務を一貫してやるという意味では、最終的な返納とかをやっていきますと、確定するまでに時間がかかるということもございまして、消費税分の整理に時間がかかって、3月に返納されてもその予算の使い道が基本的にないということがございます。そうであれば、消費税は10パーセントですので、消費税分は見ないで対応したほうが、より多くの事業者を採択できると。10パーセント分、多くの事業者が採択できるということもございまして、そういった手続き面も含め、総合的に判断して、消費税分は最初から計上せずに対応しているところではございます。ただ、小さいところは皆さんで負担しているということで、大変な状況にあるということは認識しております。

支払い面ですけれども、採択されても、一括して概算払いという形での対応はしていないところではございますが、実際に大きな金額を支払われたときに、すぐさま支出経費を補助金として請求していただければ、2週間程度でお支払いすることは可能です。ですので、最後まで引っ張った形での請求ではなくて、ある程度大きな金額を支払った段階で請求していただければ、そう時間をかけずに支払うという方法もあります。昨年度より、そういったことで対応しているところではございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◆小泉勝委員 消費税の対応については、同様のお声が届いている、あるいは認識は同じだというふうに受け止めました。ありがとうございます。

最後に一つ、この事業と関係ないのですけれども、飲食店のかたがたからは悲痛な声が聞かれておまして、もちろん皆さんにも届いているのだらうと思いますが、ランチを中心にした飲食店は、さほど影響はないのかと。あるいは、私の地元の近くで聞くと、それほど影響はないという声も伺っているところではありますが、やはり業態によっては、居酒屋とかレストランとか、特に厳しいのが宴会を主な業態としてやっているところでは、売り上げはほぼゼロであります。たまにお弁当の注文を頂くとか、あるいはお総菜の販売をしてということで、少し日銭を稼いで何とか食いつないでいるというのが現状であります。

先日聞いた話では、久しぶりに8人の宴会予約が入ったと。しかしながら、この第5波でキャンセルとなったということで、その8人も、ふだん顔を合わせている集落のお母さんがたが、たまにはみんなでご飯を食べようという予約だったそうでありまして、言うなれば家族で外食をするようなレベルの宴会であったにもかかわらず、キャンセルされたということであります。そこには感染することへの恐怖ということもありましようけれども、それ以上に、あの人たちがあそこでご飯を食べていたというふうに言われるうわさのほうに恐怖であった、怖かったというようなお話を伺ったところでありまして、また、そこのお店は売

り上げが立たなかったと伺ったところであります。

そのような中から、借入れと返済についてでありますけれども、この先、なかなか見通しが立たないと。1年たっても同じような話をしているのではないかというようなお話も出ていましたけれども、目一杯借りているので、これ以上借入れはできない、借りても返さなければいけないのでということも言われていましたが、その前に、コロナ禍に入る前にお店を改装して、数千万円の借入れを起こしていると。新たに借入れを起こしたものについては金利だとか、返済の猶予だとかがありますけれども、以前の借入れについての返済が非常に厳しいのだというようなお話をされていて、借入額も大きいのでなかなか1本化ができないというようなお話もしておりました。そのかたは、返済が1年猶予されると非常にありがたい、生き延びられるというようなお話をしておきまして、そのようなお声があったことを御紹介して、これに対するコメントがありましたらお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

◎福原実地域産業振興課長 融資を受けて返済が困難な方への対応ということでございます。我々は金融機関と連携しまして、県制度融資ということであれば、一定の売り上げ減少を要件として、1年間の元金返済を猶予できるような制度を、昨年4月に創設しまして、来年3月まで運用していただくことで、金融機関と調整しているところでございます。ただ、個々の事例において、金融機関に申し込めばすぐに1年間の返済猶予が認められるかどうかというところは、金融機関の審査になるかと思っておりますけれども、なるべく返済猶予が認められるように、そして金融機関がそういった要請になかなか応じないような場合は、そういう取り決めがあるにもかかわらずなかなか応じてくれない実態について、私どもとしても金融機関に対して照会をかけるお願いをしていくようなことをしたいと思っております。1年間の返済猶予という制度も金融機関と結んでいますので、事業者の皆様には、そういった制度があるということをPRしていきたいと思っております。